

令和6年3月1日

栗山町議会議長 鵜 川 和 彦 様

産業福祉常任委員会委員長 齊 藤 隆 浩

所 管 事 務 調 査 報 告 書

令和5年8月23日開催の産業福祉常任委員会で決定した所管事務調査を実施したので、その調査概要を次のとおり報告します。

記

1. 調査事項 都市再生整備計画事業について

2. 調査日程

回	調 査 年 月 日	と こ ろ	出欠 状況	説 明 員	結 果	摘 要
1	5. 10. 19	委員会室	6	副町長、建設課長、同課主幹	継 続	説 明 質 疑
2	5. 12. 8	〃	6	—	〃	
3	6. 1. 11	〃	6	副町長、建設課技術長、同課主幹	〃	説 明 質 疑
4	6. 3. 1	〃	6	—	まとめ	

3. 調査内容

都市再生整備計画事業について、事業用地の被買収者に対し交付していた税控除適用のための買い取り証明書の一部に誤交付などの不適正な業務執行が発生した要因について、事業の概要及び、事務の流れについて原因の調査を行った。

事業の概要については、事業開始の平成30年度から事業が完了した令和4年度までの各年度における事業実績や事業計画が変更となった内容の説明、また、土地買収の土地代金及び補償物件の補償金額の算出方法、事業に係る用地交涉及び補償交渉の事務の流れについて、フローチャートに基づき説明を受けた。

4. 意 見

今回の不適正な事務処理が発生した要因としては、マニュアルに従って事務処理を行ったが、担当課において買い取り証明書発行の手続きの確認がなされていなかったことなど、チェック体制の不備が要因であると考ええる。

併せて、事業が立案されてから15年以上にわたる長期間の事業で、事業費も大きい事業であるが、その間、人事異動や大幅な事業変更による事務量の増加など、複数の要因が重なったことも要因と考える。

以上のことから、今後においては、他課所と連携し、必ず二重三重のチェックをする体制の構築と、このような不適正な事務処理は二度と起こさないという意識を強くもち、課所内でのチェックも徹底し、日々の業務に努めることを望む。

また、本事業のように長期間にわたるインフラ整備事業の場合、専門的な知識を持つ職員の任用を含め、事業の執行に対する体制づくりを図ること。